



ご存じですか？民生委員・児童委員 地域に寄り添う身近な相談役

☎ 福祉課 ☎ 37-4814 FAX 36-1635 ページ番号：1001982

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しており、任期は一期3年です。

また、児童福祉法に定める児童委員も兼ねていて、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」として活動しています。磐田市では、323人（令和5年7月1日現在）の民生委員・児童委員（うち主任児童委員22人）が活動しています。

民生委員・児童委員は担当地区があり、それぞれの地域で活動をします。委員の人数は、担当地区の人口により決められています。

民生委員・児童委員は どんな人になるの？

特別な人が民生委員・児童委員になっ
ていているわけではありません。担当する
地域の住民で、その地域に詳しく、福
祉活動やボランティア活動に理解がある
などの要件を満たす人が民生委員・児
童委員となっています。

また、民生委員・児童委員になるには、
地域からの推薦などの手順が必要とな
ります。

民生委員・児童委員の委嘱までの流れ

民生委員・児童委員は、担当地区の自治会からの推薦を受け、市の民生委員推薦会にて推薦を決定し、その後、県の審議会の推薦を経て、厚生労働大臣から委嘱されます。

委嘱までの流れ



磐田市民生委員児童委員協議会について

地域で民生委員児童委員協議会（地区民児協）をつくるのが義務づけられており、市には10地区あります。地区民児協と部会・委員会です。磐田市民生委員児童委員協議会が構成されています。

磐田市民生委員児童委員協議会

地区民児協

見付地区	中泉地区
南部地区	東部地区
向陽地区	福田地区
竜洋地区	豊田北部地区
豊田南地区	豊岡地区

専門部会・委員会

地域福祉部会、高齢者福祉部会
健康生活福祉部会、児童福祉部会
障害児者福祉部会、広報研修委員会
主任児童委員連絡会

民生委員・児童委員の活動紹介

主な活動内容

● 地域での身近な相談相手

生活上で困っている人のために、地域で暮らす身近な相談相手となります。相談内容に応じて、関係機関への「つなぎ役」になります。

● 見守り活動

誰もが安心して暮らせるように、高齢の方や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの見守り活動も行っています。

● 福祉の関係機関との連携

行政の依頼により、担当地区の状況調査などに協力したり、地域の課題解決や支援に取り組むため、研修会などで必要な知識の習得に努めたりしています。

定例会（委員同士の情報交換）

民生委員・児童委員がその職務をより機能的・効果的に遂行するために、地区民児協ごとに月例で定例会を行っています。活動の中で得た情報や経験、関係機関からのお知らせを共有しています。



地域の子育て支援活動

主任児童委員は、地域で実施している子育て支援活動に参加し、子育て中の親の悩みを聞くなど、地域ぐるみの子育てを推進しています。



子どもの遊び場点検

児童福祉部会では、子どもたちが安心安全に遊べるように地域にある子どもの遊び場の点検や見回りを実施しています。

こんな悩みはありませんか

- ・ 高齢のため、何かあったとき不安
- ・ 近所の人に何日も新聞がたまっている
- ・ 子育てのことで相談できる人がいない
- ・ 近所の家の怒鳴り声と子どもの泣き声がひどい
- ・ 生活が困窮している
- ・ ひきこもりの家族のことで、将来が心配
- ・ 家族の世話をいつもしているヤングケアラーがいる
- ・ いろいろ困りごとがあるが、相談先が分からない

こうした悩みに対して、民生委員・児童委員は、適切な専門機関を紹介するなど、必要な支援への「つなぎ役」になります。自分のこと、近所のこと、何か困ったことがあれば、ひとりで悩まずに相談してください。